

原議保存期間 30年間
(平成45年12月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙銃発第25号
平成15年9月29日
警察庁生活安全局長

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行について

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成15年内閣府令第84号)については、平成15年9月29日に公布され、即日施行された。本改正の趣旨等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨等

有事法制の整備に当たって防衛庁からの要請を受け、防衛出動が命ぜられた自衛隊の部隊等が行う火薬類の運搬について、その任務遂行上支障が生じないように、火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和35年総理府令第65号)に所要の規定を設けるものである。

2 改正の概要等

(1) 改正の概要について(官報の写しにつき別添1、新旧対照表につき別添2参照)
火薬類の運搬に関する内閣府令の規定中、

- ・ 第15条第1項第1号(一定距離以上を運搬する場合における2人以上の運転要員の確保)
- ・ 同条第1項第4号(夜間等に駐車する場合における赤色灯の設置)
- ・ 同条第1項第5号(進行・駐車する際における車間距離の保持)
- ・ 第16条第1項(運搬車両への標識等の掲示)

について、自衛隊法第76条第1項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が火薬類を運搬する場合であって、当該部隊等の任務遂行上これらにより難しいときは、適用をしないこととした。

また、この場合において、当該部隊等の長は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならないこととした(第19条を新設。)。

(2) 「任務遂行上これらの規定により難しいとき」及び「必要な措置」について
適用除外とされる場合及びその際取るべき措置については、当該部隊等の現員

数、攻撃を受ける可能性の程度等、個別具体の事実関係によって判断されるべきものであって、あらかじめ具体的に定めることは困難であるが、例えば、次のような状況及び措置が想定される。

ア 運転要員の確保関係

(ア) 状況

戦況の激化に伴い緊急に弾薬を運搬する必要があるが、運転要員の負傷・死亡等により必要とされる人数を確保できない場合。

(イ) 措置

- ・ 危険個所等に関する事前の情報収集による、経路、休止（駐車）地点の決定。
- ・ 先行警戒車による、周辺車両への注意喚起。
- ・ 運転要員と警戒要員との随時交代。

イ 赤色灯の設置関係

(ア) 状況

各種情報や戦闘の状況から、「赤色灯を設置することにより、弾薬を運搬中であることが容易に察知され、ゲリラ攻撃や航空攻撃を受ける可能性が高い。」と認められる場合。

(イ) 措置

- ・ 交通量の少ない駐車場等を選定しての休止（駐車）。
- ・ 部隊の前後に警戒要員を配置。

ウ 車間距離の保持関係

(ア) 状況

各種情報から「ゲリラ攻撃を受ける可能性が高い。」と認められる地域において、進行又は駐車する場合（密集隊形を取ることが応戦上有利である。）。

(イ) 措置

- ・ 警戒車の活用及び行進部隊各車の連携による、一般車両との混交防止。
- ・ 休止（駐車）時における、警戒要員及び操縦要員による周辺警戒の実施。

エ 標識等の掲示関係

(ア) 状況

- ・ 各種情報から、「国内において諜報活動が行われており、標識等を掲示することにより弾薬集積箇所が容易に察知され、同所に対する攻撃を受ける可能性が高い。」と認められる場合。
- ・ 各種情報から、「標識等を掲示することにより弾薬を運搬中であることが容易に察知され、ゲリラ攻撃を受ける可能性が高い。」と認められる場合。

(イ) 措置

- ・ 先行警戒車による、周辺車両への注意喚起。

- ・ 警戒車の活用及び行進部隊各車の連携による、一般車両との混交防止。

3 その他関連する事項

(1) 夜間の積み卸しについて

火薬類の運搬に関する内閣府令第15条第1項第12号は「積み卸しは、夜間を避けて行なうこと。」としているが、本号については「やむを得ない場合があって、照明灯を十分考慮して夜間積み卸しすることも絶対に禁止する趣旨ではない。」と解しているところである（昭和36年1月13日付、警察庁丁安発第13号「火薬類の運搬に関する総理府令について」参照）。

したがって、自衛隊の部隊等が、天幕下で十分な照明を利用する、暗視眼鏡を利用する等の措置を執ることにより、夜間であっても火薬類の積み卸しを行うことができることに留意されたい。

(2) 運搬証明書の取扱いについて

火薬類取締法第19条第1項（運搬の届出）の規定は、自衛隊が火薬類を自ら運搬する場合については自衛隊法第106条第1項によりその適用が除外されているが、民間運送事業者に委託して運搬する場合については、自衛隊は荷送人として届出を行う必要がある。

これに関し、今般、防衛庁から、自衛隊法第76条第1項の規定により出勤を命ぜられた自衛隊の部隊等からの事前連絡等により、運搬証明書が速やかに交付されるようされたい旨の依頼があったところであり、各都道府県警察にあっては、依頼の趣旨に沿った対応をするようにされたい。

4 公布及び施行日

平成15年9月29日

別添1, 2 省略